

厚生労働省 岐阜労働局発表
平成23年3月29日（火）

担 当	岐阜労働局 職業安定部	
	職業安定課長	水谷 賢二
	職業対策課長	奥洞 悦雄
	電話	058-245-1311
	FAX	058-245-3105

～東北地方太平洋沖地震で被災された
求職者・事業主の方々を全力で支援します～

ハローワークに「震災特別相談窓口」を設置しています！

厚生労働省では、東北地方太平洋沖地震により被災、又はその影響を受けた求職者（新卒者等を含む）及び事業主などの相談に対応するための「震災特別相談窓口」を全国のハローワークに設置しています。

お困りのことがありましたら一人で悩まずご相談ください。

「震災特別相談窓口（ハローワーク）」等では、下記の支援メニューなどを活用して、きめ細やかな相談援助を行います。

記

【主な支援メニュー】

- 求職者に対する支援
 - ・ 被災者を対象とする求人、全国のハローワーク求人を活用した職業相談・職業紹介
 - ・ 遠方の求人企業への面接のための交通費等を支援（広域求職活動費等）
 - ・ 避難先（居所）を管轄するハローワークでの雇用保険失業給付の手続き
 - ・ 基金訓練等による職業訓練機会の提供と受講者に対する生活支援（訓練・生活支援給付）

- 学卒者等に対する支援
 - ・ 内定取消し、被災地の内定先と連絡が取れない場合等の相談

- 在職者に対する支援
 - ・ 休業に係る休業手当の支払いに関する相談（労働基準監督署）
 - ・ 未払賃金の立替払いに関する相談（労働基準監督署）
 - ・ 災害により休業する事業主から賃金を受けることができない場合の支援（激甚災害法に係る雇用保険の特例措置等）

- 事業主に対する支援
 - ・ 休業手当に係る相談（労働基準監督署）
 - ・ 避難先（居所）を管轄するハローワークでの各種手続き
 - ・ 従業員を雇用維持する場合の支援（雇用調整助成金等）
 - ・ 「被災者を優先して雇用したい（被災者を対象とする求人）」等の求人の相談

東北地方太平洋沖地震で被災された
求職者・事業主の方々を全力で支援します。

震災特別相談窓口のご案内

厚生労働省では、東北地方太平洋沖地震により被災、又はその影響を受けた求職者(新卒者等を含む)及び事業主などの相談に対応するための「震災特別相談窓口」を、全国のハローワークに設置しています。お困りのことがありましたら一人で悩まずご相談ください。

～主な支援メニュー～

- 求職者に対する支援
 - ・被災者を対象とする求人、全国のハローワーク求人を活用した職業相談・職業紹介
 - ・遠方の求人企業への面接のための交通費等を支援(広域求職活動費等)
 - ・避難先(居所)を管轄するハローワークでの雇用保険失業給付の手続き
 - ・基金訓練等による職業訓練機会の提供と受講者に対する生活支援(訓練・生活支援給付)
- 学卒者等に対する支援
 - ・内定取消し、被災地の内定先と連絡が取れない場合等の相談
- 在職者に対する支援
 - ・休業に係る休業手当の支払いに関する相談(労働基準監督署)
 - ・未払賃金の立替払いに関する相談(労働基準監督署)
 - ・災害により休業する事業主から賃金を受けることができない場合の支援(激甚災害法に係る雇用保険の特例措置等)
- 事業主に対する支援
 - ・休業手当に係る相談(労働基準監督署)
 - ・避難先(居所)を管轄するハローワークでの各種手続きの受理
 - ・従業員を雇用維持する場合の支援(雇用調整助成金等)
 - ・「被災者を優先して雇用したい(被災者を対象とする求人)」等の求人の相談

～震災特別相談窓口 設置場所～

ハローワーク岐阜	岐阜市五坪1-9-1	058-247-2712
ハローワーク大垣	大垣市藤江町1-1-8	0584-73-9294
ハローワーク揖斐	揖斐郡揖斐川町極楽寺字村前95-1	0585-22-0149
ハローワーク多治見	多治見市音羽町5-39-1	0572-22-3384
ハローワーク高山	高山市上岡本町7-478	0577-32-5122
ハローワーク恵那	恵那市長島町正家1-3-12 恵那市合同庁舎	0573-26-1341
ハローワーク関	関市西本郷通4-6-10	0575-22-3223
ハローワーク美濃加茂	美濃加茂市深田町1-206-9	0574-25-2178
ハローワーク岐阜八幡	郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎	0575-65-3108
ハローワーク中津川	中津川市かやの木町4-3 中津川合同庁舎	0573-66-1337
岐阜新卒応援ハローワーク (学生等震災特別相談窓口)	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058-278-4401



東北地方太平洋沖地震に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

▶ ハローワークへ来所できない方々の「失業の認定日」の取扱いについて

雇用保険失業給付を受給している方が、災害のため、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話などでご連絡をいただければ、失業の認定日を変更することができます。

▶ 居住地管轄ハローワーク以外での失業給付の受給手続きについて

交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、**来所可能なハローワーク**で失業給付の受給手続きをすることができます。

▶ 災害時における雇用保険の特例措置について

① 概要

- ①事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、**実際に離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受給できます（休業）。**
- ②災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、**事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます（離職）。**

※災害により直接被害を受け、事業所が休止・廃止になり、休業した場合または一時的な離職をした場合が対象となります。

※上記の失業給付は、雇用保険に6カ月以上加入しているなどの要件を満たす方が対象となります。

② 特例措置の利用に当たっての留意事項

- 上記①に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「休業証明書（通常の離職証明書と同様の様式）」を提出していることが必要です。来所される際に、事業主から交付される「休業票」をご持参ください。
 - 上記②に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「離職証明書」を提出していることが必要です。来所される際に、事業主から交付される「離職票」をご持参ください。
- ※事業所から「休業票」や「離職票」を受け取れる状態にない場合は、その旨、ハローワークにご相談ください。
- この特例措置制度を利用して、雇用保険の支給を受けた方については、受給後に雇用保険被保険者資格を取得した場合に、**今回の災害に伴う休業や一時的離職の前の雇用保険の被保険者であった期間は被保険者期間に通算されません**ので、制度利用に当たってはご留意願います。

お問い合わせ先

この特例措置の内容や手続など、詳しくは
お近くのハローワーク（公共職業安定所）または労働局にお問い合わせください。



東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由により 事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます

【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。

本助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

東北地方太平洋沖地震を直接的な理由(避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等)とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

(具体的な活用事例)

交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。

事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。

避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。

計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。

既に雇用調整助成金を利用している事業主が、東北地方太平洋沖地震被害の影響を受け休業を行う場合にも、助成対象になります。

(主な支給要件)

最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。

休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届け出る必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。

さらに、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、今回の地震に伴う経済上の理由により最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。

平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象となり、また同日までの間に提出された計画届については、事前に届け出たものとして取り扱いますので、労働局又はハローワークにお問い合わせください。

東北地方太平洋沖地震の影響による新卒者等の採用内定取消し等への対応

～ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による採用内定取消し等への対応のため、緊急に以下の対策を実施 ～

○ 新卒応援ハローワーク等に「学生等震災特別相談窓口」等を設置

全国の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置し、新卒者等の採用内定取消しを中心とする就職支援の相談を行います。

【対象者】

- ・ 震災により採用内定取消しを受けた学生・生徒、既卒者の方
- ・ 震災の影響により採用内定先への就職が困難となった新卒者の方など

【相談内容】

- ・ 学生・生徒等から相談があった採用内定取消し等の事案の確認
- ・ 採用内定取消しが疑われる場合の事業所管轄ハローワークへの連絡
- ・ 事業所管轄ハローワークと連携した事業主への指導等
- ・ ジョブサポーターによる一貫した就職支援（全国ネットワークを活かし、希望に応じ全国の求人を紹介）

また、全国のハローワークでも震災特別相談窓口を設置し、採用内定取消しなどを受けた方等の就職支援相談を行います。

○ 厚生労働大臣・文部科学大臣からの要請を実施

3月22日、厚生労働大臣、文部科学大臣から、以下の内容について主要経済団体等（258団体）、求人情報事業所団体に東北地方の学生・生徒への特別な情報提供を要請しました。

○主要経済団体、業界団体への要請

- ・ 採用内定を得ている被災地の新卒者等が、可能な限り入社できるよう、また、可能な限り予定していた期日に入社できるよう最大限努力すること
- ・ 被災地の新入社員の入社時期等について、個別の事情を十分に勘案し、柔軟な対応を行うこと
- ・ 大学生等の採用選考活動に当たっては、被災した大学生等からのエントリーシートの提出の締切等について柔軟に対応すること
- ・ 被災地の学生・生徒等を積極的に採用すること

○求人情報事業所団体への要請

- ・ 被災地の学生の就職のために全面的な協力を求めること
（東北地方の内定取消しにあった学生を積極採用する事業所の特集などを組むなど）

○ 厚生労働大臣・文部科学大臣から東北地方の学生・生徒へのメッセージを発出

3月22日、厚生労働大臣、文部科学大臣から、東北地方の学生・生徒への以下の内容のメッセージを発出しました。

～ 抜 粹 ～

震災の影響を受けた学生・生徒の皆様においては、予定どおり入社できるか、これからの就職活動をどうしたらよいか、不安な日々を過ごしておられることと思います。

将来ある皆様が、就職できないようなことがあっては、国全体にとって大きな損失です。皆様が社会人として活躍できるよう、政府として、できる限りの支援をさせていただきます。

まずは、企業に対し、

- ① 採用内定を出した方が入社できるよう最大限努力すること
- ② 入社予定日などは柔軟に取り扱うこと
- ③ エントリーシートの提出期限を延長することを含め、柔軟な対応を取ること
- ④ 震災の影響を受けた学生・生徒を積極的に採用すること

を要請しました。さらに、就職情報提供会社に対し、インターネットの就職情報サイトで、震災の影響を受けた学生等を積極採用する企業の特集を組むなど、皆様の就職に最大限協力するよう要請を行いました。

今後、就職のことで困ったことがあれば、一人で悩まずに学校やお近くのハローワークにご相談ください。